

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（休眠預金等活用法）にかかる全預金共通規定

令和 2 年 4 月 1 日現在
米 子 信 用 金 庫

1.（休眠預金等活用法にかかる異動事由）

当金庫は、当金庫が取扱うすべての預金について、当金庫ウェブサイトに掲げる事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という）にもとづく異動事由として取り扱います。

2.（休眠預金等活用法にかかる最終異動日等）

（1）この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

- ①当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
- ②将来における預金にかかる債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金にかかる債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1ヶ月を経過した場合（1ヶ月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。
- ④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

（2）第1項第2号において、将来における預金にかかる債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金にかかる債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

債権の行使が期待される事由	債権の行使が期待される日
①預入期間等期間の定めがあること	預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと （a）異動事由（当金庫ウェブサイトにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。） （b）預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと （c）預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情	当該事由が生じた期間の満期日

報の変更があったこと (d) 定期性総合口座取引規定にもとづく他の預金について異動事由が生じたこと	
③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと	当該支払停止が解除された日
④この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと	当該手続きが終了した日
⑤法令または契約にもとづく振込の受け入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当金庫が入出金の予定を把握することができるものに限りします。）	当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日
⑥定期性総合口座取引規定にもとづく他の預金について、当該他の預金等にかかる債権の行使が期待される事由が生じたこと	他の預金にかかる最終異動日等

3.（この取引にかかる預金の最終異動日等）

この取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由（第2条第2項において定める事由をいいます。）が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。

4.（休眠預金等代替金に関する取扱い）

(1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金にかかる債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

(2) 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金にかかる休眠預金等代替金債権の支払いを請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払いを受けることができます。

(3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申し出および支払いの請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。

①この預金について、振込、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払いにかかるものを除きます。）が生じたこと

②この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）

③この預金にかかる休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと

④この預金にかかる休眠預金等代替金の一部の支払いが行われたこと

(4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項

による休眠預金等代替金の支払いを請求することを約します。

- ①当金庫がこの預金にかかる休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ②この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払いを請求すること
 - ③前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと
- (5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの預金にかかる債権が消滅したことに伴い、次の各預金科目の預金規定の条項により本契約の解約をした場合であっても存続します。

預金科目		預金科目		預金科目	
当座預金	第25条	普通預金	第9条	無利息型普通預金	第9条
貯蓄預金	第10条	通知預金	第6条	納税準備預金	第10条
定期預金	第5条	定期性総合口座取引	第12条	定期性総合口座取引 (無利息型)	第12条
ハイパー1	第9条	財形期日指定 定期預金	第7条	財形住宅預金	第7条
財形年金預金	第7条	積立式期日指定 定期預金	第8条	定期積金	第10条

5. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上